

議案第 4 5 号

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三田市水道事業分担金徴収条例（昭和44年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「工事の分担金は、その受益者の受益の限度内において水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。」を「工事の分担金の額は、別表第2のとおりとする。」に改める。

第4条中「管理者」を「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

別表中「別に定める。」を「44,860千円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区分	メーター口径	金額	備考
三田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年三田市条例第37号)の施行日前における、三田市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第2条に定める給水区域以外の区域	20ミリメートル以下	1,600千円	左記工事分担金の納入により、管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。
	25ミリメートル	1,740千円	左記工事分担金の納入により、管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。ただし、上記工事に係る費用が左記工事分担金を超える場合は、その差額を徴収する。
	30ミリメートル	2,750千円	
	40ミリメートル	5,650千円	
	50ミリメートル	9,800千円	
	75ミリメートル	27,230千円	
	100ミリメートル	55,900千円	
150ミリメートル以上	その都度管理者が別に定める。		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。